明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二一）　一
○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四一）　三

〔告　示〕
○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産一一五四）　五
○直轄砂防工事を施行する件（国土交通六六四）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六六五、六六六）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六六七）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁二四、二五）　六
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（同二六）　七
○道路に関する件（中国地方整備局四二）　八

〔国会事項〕
令和二年公認会計士試験の施行（変更）（公認会計士・監査審査会）　八

〔人事異動〕
第四十八回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　八
最高裁判所
国家試験　八

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他

〔公　告〕
諸事項　八

省令

○厚生労働省令第百二十一号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
1　（略）	1　（略）
2　令和二年十二月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。	2　平成二十八年十二月三十一日までの間、平成二十八年熊本地震の発生によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。
3・4　（略）	3・4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の狂犬病予防法施行規則附則第二項の規定中第十一条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係る部分は、令和二年三月八日から適用する。

○農林水産省令第四十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十一日

農林水産大臣　江藤　拓